

第16回 法廷だより

2016年2月16日、第16回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

今回も被告からの反論はないため、原告側の意見陳述から始まりました。

雪がちらつく中
傍聴席は満員

2016年2月16日午後3時30分より札幌地裁で、第16回口頭弁論期日が開かれました。雪がちらつく寒い日でしたが、傍聴席は満席となりました。



原告意見陳述

今回の期日では、被告からの反論はまだ出ておらず、そのため原告も被告も新たな主張は提出しなかったことになります。そのため、今回の期日は原告の一人、神沼公三郎さんの意見陳述から始まりました。

神沼さんはかつて幌延町に住んでいた30年以上前に、幌延に放射性廃棄物施設の設定が計画されているとの報道に接してから、原子力発電の問題に関心を持ち続けてきたということを述べました。その上で、北海道電力の泊原発の用地取得の経緯や、北海道電力がプルサーマル計画に関するシンポジウムで「やらせ」を行ったことを挙げ、北海道

電力を含む原子力発電関連組織が社会秩序に反する性格を持っていて、泊原発について廃炉にすべきことを訴えました。（意見陳述の内容は2ページ。）

今後の予定ほか

被告からの原告書面への反論について、今回被告は、津波・地震等の自然的立地条件についての主張と合わせて、次回までに提出するとの予定を述べました。規制委員会の進行状況にかんがみれば、次の被告の主張は相当に充実したものとなるのではないかと考えられます。

原告弁護団からは、次回の被告の主張を踏まえて、次々回に再反論することになるだろうとの見通しを述べました。また、反論や主張の補充は、先行して裁判所が判断を示した川内や高浜の同種事件の判決が、どのような事実を法律上意味のある事実ととらえているかを整理しつつ行いたいということも述べました。さらに、原告として

原告弁護団からは、次

回の被告の主張を踏まえて、

次々回に再反論することになるだろうとの見

通しを述べました。また、

反論や主張の補充は、先行して裁判所が判

断を示した川内や高浜の同

種事件の判決が、どのような

事実を法律上意味のある事



も先行して主張できること（例えば避難計画に関する主張など）は先行して主張したいと述べました。

次回期日は、平成28年5月17日（火）午後3時30分からです。（なお、次々回は8月9日（火）午後3時30分と予定されています。）

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

（文責・竹信航介）